

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン



労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても治療技術の進歩により、治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることが難しくなってしまいます。ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるよう支援の取組方法等をまとめています。

背景

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】従業員が私傷病(業務に関係しないケガや病気)になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

位置づけ

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。

意義

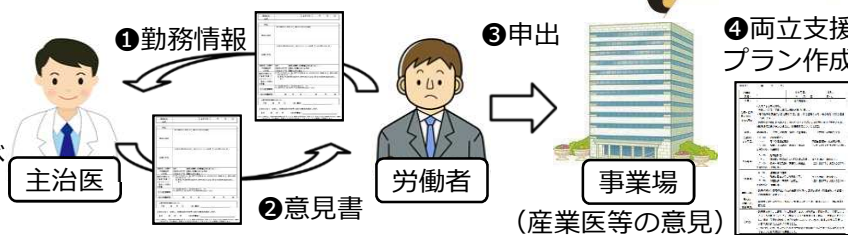
- 労働者の健康確保
- 継続的な人材の確保
- 労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 健康経営の実現
- 多様な人材活用による組織や事業の活性化
- 組織としての社会的責任の実現
- 労働者のワーク・ライフ・バランスの実現

両立支援を行うための環境整備を行いましょう（両立支援の進め方）

衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、相談窓口の明確化、両立支援を活用できる休暇・勤務制度の導入等、具体的な対応方法について話し合いましょう。



- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



静岡産業保健総合支援センター（静岡産保センター）では、治療と職業生活の両立支援のための「専門の相談員」を配置し以下の支援を行っています。お気軽にご相談ください。
電話 054-205-0111 〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

